

令和3年度文部科学省

「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」

委託業務成果報告書

2022年3月

国立大学法人 東北大学

本報告書は、文部科学省の令和3年度の委託業務として、
国立大学法人東北大学が実施した「研究インテグリティの
確保に係る調査分析業務」の成果を取りまとめたものです。

目 次

I. 実施機関の基本情報（2021年5月1日現在）	3
1. 実施機関	3
2. 役員・職員数	3
3. 学部・大学院・附置研究所等	3
4. 学生数	3
II. 調査分析結果	4
1. 実施体制・方法	4
1) 体制	4
2) 目的	4
3) 実施期間	5
4) 実施方法	5
2. 研究インテグリティ確保のモデルの検討	6
1) 前提となる文書（法令、ガイドライン、ガイダンス等）	6
2) 前提となる大学のビジョンやポリシー	6
3) 検討にあたって考慮したポイント	9
4) モデルケース試行にあたってのマネジメント方針	10
3. モデルケースの試行	21
1) モデルケースの内容	21
2) マネジメント方針に従った試行運用結果	23
4. モデルの確立	26
1) 確立したルール	26
2) 確立した体制	26
3) 確立したシステム	26
4) 課題	27
5. モデルの普及	31
1) モデルの普及のための取組	31
2) 検討会の実施により得られた課題、知見、ノウハウ	32
3) 学内外での周知活動	33

参考資料	34
1. 前提となる文書（法令、ガイドライン、ガイダンス等）の概要.....	34
1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について.....	34
2) 外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理	34
3) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン.....	34
4) 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン.....	34
5) 大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン	36
6) University Actions to Address Concerns about Security Threats and Undue Foreign Government Influence on Campus（学内における安全保障上の脅威と外国政府の不当な影響に関する懸念に対処するための大学のアクション）	36
7) Tackling R&I foreign interference（研究とイノベーションにおける外国の干渉への取組）	37
2. 東北大学 利益相反マネジメントポリシー.....	37
3. モデルケースの詳細	39
4. モデル規程.....	42

I. 実施機関の基本情報 (2021年5月1日現在)

1. 実施機関

名 称 : 国立大学法人 東北大学

機関の長 : 総長 大野 英男

2. 役員・職員数

総 長	1
理 事	8
監 事	2
教 員	3,168
教 授	(896)
准教授	(738)
講 師	(193)
助 教	(1,195)
助 手	(146)
事務・技術職員	3,203
計	6,382

3. 学部・大学院・附置研究所等

学 部	文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、農学部
大学院	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科
専門職 大学院	法科大学院、公共政策大学院、会計大学院
附 置 研究所	金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、災害科学国際研究所

4. 学生数

区 分	在籍者	うち 留学生数
学部学生	10,695	190
大学院学生 (修士・前期・専門職)	4,261	772
大学院学生 (後期・博士)	2,709	818
合 計	17,665	1,780

II. 調査分析結果

1. 実施体制・方法

1) 体制

1. 業務主任者

国立大学法人東北大学 理事・副学長（研究担当） 小谷 元子

2. 担当責任者

国立大学法人東北大学 総長特別補佐（研究倫理担当） 佐々木 孝彦

2) 目的

科学技術・イノベーションの創出を推進していくためには、学術コミュニティで共有されているオープンサイエンスの考え方を原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を強力に推進していく必要がある。このことは、日本をはじめ多くの国が共通して支持するグローバルな認識となっている。同時に、研究活動の国際化、オープン化に伴い、近年顕在化するようになった新たなリスクにより、開放性、透明性といった学術研究の基盤となる価値が損なわれかねない懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。こうした中、研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」）という学術研究の基盤を確保し、国際的な信頼性を伴った研究環境を構築することが、研究力の強化に必要な国際協力及び国際交流を進めていくためには不可欠である。

日本においては、内閣府の委託事業として「研究インテグリティ（Research Integrity）に係る調査・分析（令和2年度科学技術イノベーション創造推進委託事業）」が実施され、PwC あらた有限責任監査法人において2021年3月に「研究インテグリティに係る調査・分析報告書」（以下「内閣府委託調査報告書」）が取りまとめられた。その上で政府は、統合イノベーション戦略2020（2020年7月17日閣議決定）や科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月26日閣議決定）に基づき、研究者及び大学・研究機関等（以下「大学等」）における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援すべく、2021年4月に統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（以下「対応方針」）が決定された。

本委託業務の目的は、「研究インテグリティ」の確保に対して、研究者の理解促進、関係規程・管理体制の整備及びリスクマネジメントについての調査分析を行い、大学等の取り組みの参考となる報告を行うことである。

本委託業務では、大学等における研究インテグリティの確保のために必要となる関係規程及び管理体制並びにリスクマネジメントに関するシステムの検討を、大学等での研究活動と運営の実態に即して行った。さらに、大学等における研究活動において想定されるモデルケースに対して、システムの試行的な運用を実施することにより、必要な業務フローを確認した。このような検討や試行運用により大学等が研究インテグリティの確保に向けた取り組みを行う際に広く参考となるような関係規程、管理体制及びリスクマネジメントに関するシステムのモデルを例示し、本報告書としてまとめている。

3) 実施期間

令和3年8月27日～令和4年3月31日

4) 実施方法

① 体制・システム案検討 (Plan)

研究インテグリティの確保のために必要な関係規程及び管理体制並びにリスクマネジメントに関するシステムについて、他大学への状況調査や内閣府委託調査報告書及び対応方針を踏まえ、あわせて、大学等や学外の有識者を含む検討会を立ち上げ、検討を行った。なお、本学において既に管理体制を構築・運用している利益相反及び安全保障輸出管理に関係したモデルケース以外に、兼業や知的財産権等におけるモデルケースについても、関連部署と連携して検討した。

② システム案の運用試行 (Do)

①に基づく仕組みの実効性を検討するため、数例のモデルケースについてシステム案に基づく業務フロー等を試行的に運用・実施した。

③ 試行結果の検証とシステム案の見直し (Check・Act)

②を踏まえ、試行的な業務フロー実施における事例及び情報に対して、試行運用の結果により明らかになった課題や知見・ノウハウを整理し、①で検討したシステム案の見直しを行った。

④ 研究インテグリティの確保の体制・システム案報告 (Report)

①～③を踏まえ、大学等の多種多様な規模や種別及びミッション等を想定し、研究インテグリティの確保のために構築が必要とされる関係規程及び管理体制並びにリスクマネジメントに関するシステム等を取りまとめるうえ例示し、報告書を作成した。

2. 研究インテグリティ確保のモデルの検討

1) 前提となる文書（法令、ガイドライン、ガイダンス等）

本調査業務を実施するにあたって、研究インテグリティの確保のモデルを検討する上での前提とした法令、ガイドライン、ガイダンス等は以下のとおりである。

研究インテグリティの確保のモデルの検討においては、内閣府委託調査報告書のほか、対応方針を踏まえて改正された競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（2005年9月、最新改正2021年12月）、内閣府「チェックリスト雛形：研究者向け」（2021年12月）、内閣府「チェックリスト雛形：大学・研究機関等向け」（2021年12月）等を参照しながら、併せて関連文書として以下のガイドライン等を参考とした。

リスクマネジメントの要点を把握する上では、文部科学省・経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（2016年11月）に加え、関連事業である「産学官連携リスクマネジメントモデル事業」でまとめられた国立大学法人東京医科歯科大学「組織的な産学官連携リスクマネジメントに関する手引書」（2019年3月）及び東北大学「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（産学官連携リスクマネジメントネットワーク構築）」委託業務成果報告書（2018年4月）等を参照し、国内の過去のリスクマネジメントに関する取組の成果を活用した。

研究インテグリティの確保において重要となる、研究者自身による自律的な情報開示や普及啓発の取組については、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月）を参照した。

研究インテグリティの確保に関連した機微技術の保護・流出防止に関する取組については、内閣府「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」（2019年6月）を参照し、国際的な研究活動を推進する上での機微技術管理の動向の把握が必要である点を改めて確認した。

国内では、研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する大学・研究機関向けのガイドラインやガイダンスが現状では未整備であることから、海外における大学・研究機関向けの文書として、米国大学協会（Association of American Universities: AAU）と公立ランドグラント大学協会（Association of Public Land-Grant Universities: APLU）が公表している文書や、欧州委員会（European Commission）が2022年2月に公表したスタッフ作業文書を参考とした。

各文書の概要については、本報告書巻末に参考資料としてまとめている。

2) 前提となる大学のビジョンやポリシー

大学等の学術研究機関における根源的なミッションは、グローバルな教育・研究を通して文明の発展と人類の幸福に貢献することである。その実現においては、学術研究の自立的で自由な研究を実施できる環境を、大学等の組織と研究者自身が、社会とのつながりと対話により確保する努めが必要である。このため、大学等では、研究不正の防止や研究費の適正使用などの公正な研究活動の推進に加えて、安全保障貿易管理や利益相反・責務相反マネジメントの実施などのコンプライアンス遵守への取り組みが着実に進められてきた。

本報告書では、大学等におけるこれまでの公正な研究活動の推進への取り組みや既存の制度・組織をシステムティックに整理し機能させることにより、新たなリスクに対応した研究活動の透

明性・公正性の向上が図れる体制・運用のモデルを業務委託先である東北大学を例として提示する。

本報告書を作成するにあたって、研究活動の萎縮を招かないこと、研究者の研究時間を確保し大学等の事務負担を必要以上に増やさないことを念頭において検討を行った。また、本報告書では具体的な制度や内容を記載していないが、東北大学では、研究インテグリティの確保に関する研究者自身の意識を向上させるための教育・研修は、公正な研究活動推進の一環として制度設計し、研究倫理教育・研修に組み込むことを計画している。

現在のところ、研究インテグリティの確保におけるリスクマネジメントに必要となるガイドラインや判断基準は、大学・研究機関に適用できる一般化された標準モデルは未整備であることから、対応方針及び「公正な研究活動の推進に向けた取組み」（2021年5月、文部科学省）を念頭に検討を行った。

以下では、本モデル検討の前提として、本学のビジョンやポリシーに関して説明する。

(1) 東北大学の歴史

東北大学は、1907年（明治40年）、東京帝国大学、京都帝国大学に続く3番目の帝国大学として創立された。設立当初から、高等専門学校、高等師範学校の卒業生にも門戸を開き（傍系入学）、1913年（大正2年）には日本の国立大学として初めて3名の女子の入学を許可した。この間、魯迅をはじめとして多くの留学生を東アジア地域から受け入れ、日本の大学における最初の外国人理学博士（陳建功 1929年）も誕生し、「門戸開放」が東北大学の不動の理念であることを示した。

東北帝国大学は、創立に当たって若き俊秀が教授として集まったこともあり、研究者が独創的な研究成果を次々と生み出しながら、それを学生に対する教育にも生かすという「研究第一主義」の精神が確立された。さらに、戦前からいち早く大学発のベンチャー企業を設立して地域産業の育成を図るなど、世界最先端の研究成果を社会や人々の日常生活に役立てる「実学尊重」の伝統も育んできた。

(2) 東北大学の現在

東北大学は、10学部、15大学院研究科等、2012年度に設置した災害科学国際研究所を含む6附置研究所に加え、多数の教育・研究に関わる機構・センター等を擁する総合大学として、基本的な目標として掲げる「指導的人材の養成」という教育目標・教育理念の下で、「研究センター大学」としての使命をもって、基本方針である「世界と地域に開かれた世界リーディング・ユニバーシティ」を目指して着実に歩を進め、人類社会の持続的発展に貢献してきた。

2017年6月には、文部科学大臣から名実ともに日本を代表する大学として、世界の有力大学と伍していくことを使命とする「指定国立大学法人」の最初の3校に指定された。

2018年11月には、社会・経済・科学技術が地球規模で連動する世界の将来像を見据え、他大学にはない東北大学独自の強みと可能性を見極めたうえで、2030年に向けた東北大学のあるべき姿・ありたい姿（ビジョン）と、その実現を目指した中長期の方針（重点戦略）、さらには、具体的なアクション（主要施策）等を提示した「東北大学ビジョン2030」を公表した。

本学は、2022年に創立から115年、法文学部を開設し総合大学としては100年の節目を迎える

が、歴史的に積み重ねてきた知の多様性と世界に開かれた価値観を基盤として、また、東日本大震災から 11 年が経過し、復興の羅針盤となり駆動力となってきた。

今日、既存概念の枠を超えて新たな価値を創造し、その応用展開によって社会変革・イノベーションを先導すること、地球規模の困難な課題に対して、多様な分野の知と人材の力をもって解決策を見出すこと、深遠な学理の探求を通して人類の知の地平を拡大し、子供たちに夢を与えること、それらはいずれも大学でなければ成し得ないことである。

(3) 東北大学ビジョン 2030

2030 年に向けた東北大学のあるべき姿・ありたい姿（ビジョン）と、その実現を目指した中長期の方針（重点戦略）、さらには、具体的なアクション（主要施策）等を提示した「東北大学ビジョン 2030」の中から、研究インテグリティの確保の取組に特に関連すると考えられる内容は以下のとおりである（表 1）。

表 1：研究インテグリティの確保に関する東北大学ビジョン 2030

ビジョンのカテゴリー	ビジョン	関連する戦略・施策の例
研究 (Vision 2)	世界三十傑大学にふさわしい総合研究大学として、卓越した学術研究を通して知を創造するとともに、新たな学問領域の開拓とイノベーション創出を力強く推進します	新たな研究フロンティア開拓の原動力となる自由な発想が生まれる多様で開かれた研究環境の構築（主要施策 22）
社会との共創 (Vision 3)	社会とともにある大学として、多様なセクターとのパートナーシップのもと、新たな社会価値を創造し、未来を拓く変革を先導します	日本の枠を越えた産学共創のグローバル展開（主要施策 28）
経営革新 (Vision 4)	卓越した教育研究を基盤として社会とともに成長する好循環の確立のため、大学経営を革新します	コンプライアンスを重視した経営の実践（主要施策 50）

(4) リスクマネジメントに関するポリシー等

2015 年から 2019 年にかけて文部科学省の産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業」が実施され、産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントについて大学等の特徴を反映した多様なマネジメント体制・システムの構築が促されてきた。

2015 年 9 月、本学は「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（利益相反マネジメント）」に採択され、2016 年度にかけて利益相反マネジメントモデルの構築とそのモデルを全国的に普及するための事業を実施した。これまでの実績とノウハウの蓄積を中心にまとめた「東北大学モデル」はその成果のひとつであり、東北大学での実践が基礎となっている。東北大学の利益相反マネジメントのポリシーについては、参考文書として添付する。

また、本学では、2010 年 3 月から全学的な安全保障輸出管理体制をスタートさせ、大学として

の組織的な管理を全国の大学を先導して実施している。安全保障輸出管理の体制・活動状況を広く知ってもらうため、毎年度の活動報告書を刊行している。2020年度活動報告書にも記載しているとおり、国際的な教育プログラムの創出や、国際研究拠点形成の推進は、意図しない技術流出を引き起こしかねず、輸出管理を含め関係法令の順守やリスクマネジメントについても高いレベルでの管理が必要との考え方のもと、大学での研究活動に即した濃淡を意識した安全保障貿易管理に取り組んでいる。

3) 検討にあたって考慮したポイント

対応方針では、大学・研究機関が実施すべき取組（下記）について、「所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けること」、「利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備すること」、「適切なリスクマネジメントを実施すること」、の3つの要素がある。それぞれ「情報共有・報告・モニタリング」「ガバナンス」「オペレーション」についての事項と考えることができる。

対応方針「(2) 所属機関における対応に関する取組」

「大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府は以下の取組を行う」

したがって、大学等は、研究インテグリティの確保に関して、(1) 適切なガバナンスの仕組みを構築し、(2) 適切なオペレーションの仕組みを整え、その上で(3) 情報共有・報告・モニタリングを実施することが求められている、といえる。

以下、対応方針や「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（2016年11月）等から、「ガバナンス」「オペレーション」「情報共有・報告・モニタリング」それぞれの領域で考慮すべき点を記載する。

(1) ガバナンスにおいて考慮したポイント

- 研究者及び事務職員の負担に配慮し、研究活動を委縮させないように、大学等の体制や状況に合わせ、実効的かつ効率的に行えるリスクマネジメントの体制・システムを構築すること。
- 組織内の関係部署が、適切に連携できるマネジメントシステムを構築すること。特に、既存の規程と管理体制を拡張することで対応するのか、新しい規程と管理体制を整備するのかを検討すること。
- 大学等の経営層が、明確なビジョンを提起したうえで、リスクマネジメントに取り組むことの意義・必要性を適切に理解し表明すること。
- リスクマネジメントに対する資源配分（人材、予算等の配分）が経営上のマネジメント要素であることを、大学等の経営層が十分に理解すること。

- 研究者自身がリスクマネジメントに関する理解を深め、自律的な情報開示を促すため、教育・研修も含めた仕組みづくりを検討すること。

(2) オペレーションにおいて考慮したポイント

- 研究者及び事務職員の負担に配慮し、研究活動を委縮させないよう、大学等の体制や状況に合わせ、実効的かつ効率的に行えるリスクマネジメントの体制・システムを構築すること。(ガバナンスにおいて考慮すべき事項と共通)

特に、既存の規程、体制で判断できない新たなリスクについて、どのようにリスク評価、対応を行うのかを検討すること。

- 意図しない技術流出のリスクとレピュテーションリスクの双方に留意が必要であること。また、国際的な研究活動を推進する上での機微技術管理の動向把握が必要であること。(「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」(2019年6月))
- リスクマネジメント人材(各リスク要因に関して専門的知識を有する者)を、組織内でどのように確保していくか検討し、必要に応じて、人材育成を進めるための研修プログラムを整備すること。

(3) 情報共有・報告・モニタリングにおいて考慮したポイント

- 所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受ける際に、必要な情報の設定範囲を検討すること。
- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(2005年9月、最新の改正は2021年12月)への対応として、競争的研究費事業への申請における他の研究費受給・申請状況の記載などにおいて、大学等に開示されていない情報を研究代表者・研究分担者等から情報開示を受け大学等が把握する方策を検討すること。
- 秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の取り扱いについて検討すること。
- 共同研究契約等が明示的に交わされないことが大多数である研究者間での一般的な共同研究に関して大学等が把握する方策、研究者が情報公開・開示する方法を検討すること。
- 各リスク要因に対して、制度・運用における具体的なアプローチ、グッドプラクティスを想定しつつ、実態に即したモデルを設定して検討すること。このために、リスクマネジメントに関する個別事例、各種情報等を、大学等の内部組織を越えて共有し、また外部組織からの情報提供に対応した仕組みとすること。

4) モデルケース試行にあたってのマネジメント方針

対応方針の「(2) 所属機関における対応に関する取組」を参照し、(1)ガバナンス、(2)オペレーション、(3)情報共有・報告・モニタリングを要素としてマネジメント方針を検討した。

<各要素に対するマネジメント方針の概要>

(1) ガバナンス

- 対象者は、教職員、学生等で研究活動を行う全ての者とする。
- 研究インテグリティの確保における新たなリスクに対して、大学の経営判断を伴うリスクマネジメントを実施する全学組織として研究インテグリティ・マネジメント委員会を設置する。また、研究インテグリティにおける懸念事案に対して機動的に対応するため、委員会の下に研究インテグリティ・マネジメント専門委員会を設置する（図1）。（以下、2つの委員会を総称して「研究インテグリティ・マネジメント体制」という。）
- 研究インテグリティ・マネジメント体制に、全学の相談窓口を置く。
- 研究倫理教育の一環として研究者への研究インテグリティの確保に関する教育・研修を定期的実施し、研究者自身による適切な情報開示により研究活動の透明性を確保することの重要性についての理解醸成を図る。

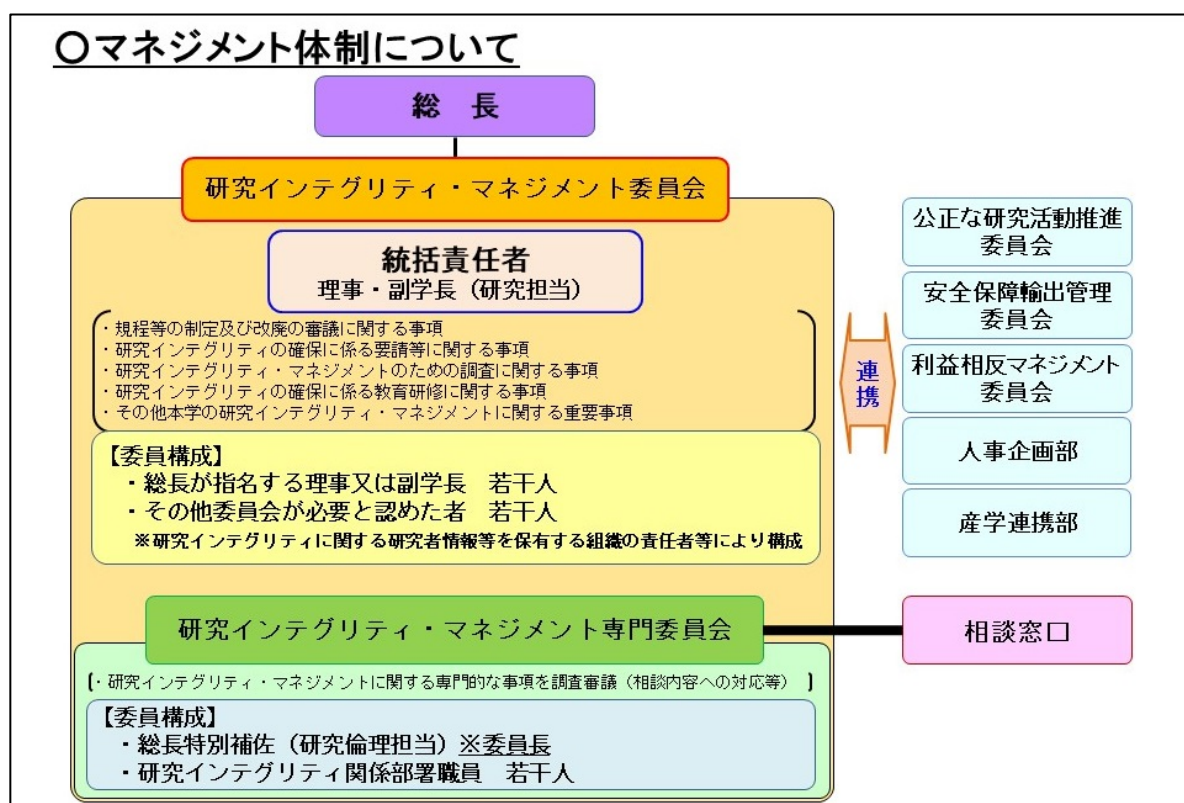


図1：研究インテグリティ・マネジメント体制

(2) オペレーション

- 学内の既存体制（安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、人事、産学連携等）の手続きの中で、新たなリスクとして懸念される事案がある場合に、研究インテグリティ・マネジメント体制においてリスクマネジメントを実施する。
- 先端的な重要機微技術等の提供の有無、相手先の懸念度、世界情勢等からのレピュテーションリスクの観点等からリスクが懸念される事案は、既定の判断基準（外為法、利益相反ガイドライン等）に加えて、リスクマネジメントが必要とされる場合として業務フローの過

程で把握、抽出できるようにする。

- 研究インテグリティ上のリスク懸念が生じた場合は、相談窓口と連携し研究インテグリティ・マネジメント専門委員会で検討の上、対処方法を部局担当係及び研究者へ提示する。さらに、研究インテグリティの観点で大学等の経営判断が必要である場合、研究インテグリティ・マネジメント委員会で対応を検討し、研究者に指導・要請等を行う。
- 事務担当者（本部、部局）や相談窓口担当者への研修を充実することで、マネジメント業務に必要な研究インテグリティにおけるガイドラインやリスク懸念等に関する情報を共有する。

(3) 情報共有・報告・モニタリング

- 教職員、学生等で研究活動を行う全ての者を対象とし、①職歴・研究経歴、②兼業等の所属機関・役職、③研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を既存体制から収集する。また、既存体制で収集できない情報については、研究者自身による情報公開・開示等に基づいた既存データベースシステム（researchmap、大学情報データベース、e-Rad等）を活用する。
- 大学等は、研究インテグリティの確保に係る規程及び体制において、適切な情報開示を行っていることの確認として研究者に確認書の提出を求める。既存体制や既存システムで収集できない情報が必要となる場合には、確認書と併せて、当該情報を集める。
- 研究インテグリティに関して、国際共同研究や国際交流活動について日常的に研究者が相談できる体制を整備する。

以下、各項目の詳細について説明する。

(1) ガバナンス

①対象者

教職員、学生等で研究活動を行う全ての者とする。

②研究インテグリティ・マネジメント委員会、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会の設置

各委員会の具体的な体制・責務・役割等は以下のとおりである。

- 研究インテグリティ・マネジメント委員会は、研究担当の理事又は副学長を研究インテグリティ・マネジメント統括責任者とし、委員長とする。また、研究インテグリティ関係業務を所掌する、研究担当理事以外の役員を委員とする。
- 研究インテグリティ・マネジメント委員会は、諸外国の動向やフォローアップの状況も踏まえながら、規程等について適時必要な検討を行う。また、相談内容や研究者の対応等により、指導・要請が必要である場合は、研究インテグリティ・マネジメント委員会において判断し、研究者へ指導・要請等を行う。
- 研究インテグリティにおける懸念事案に対して機動的に対応するため、委員会の下に研究インテグリティ・マネジメント専門委員会を設置する。本学においては、総長特別補佐（研

究倫理担当)を委員長、公正な研究活動、利益相反、安全保障出管理等の研究インテグリティ関係部署の専門性の高い職員を委員とすることにより、相談対応の迅速性と適正性を向上させる。

- 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、全学の相談窓口を置く。相談内容について、研究インテグリティの観点でリスクがある事案の場合には、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会で対処方法を検討し、部局担当係及び研究者へ提示する。さらに、大学としての経営判断が必要である場合には研究インテグリティ・マネジメント委員会で対応を検討する。
- 研究インテグリティの確保に向けた教育・研修は、公正な研究活動推進委員会と連携し、実施する。

③ 研究者等への教育・研修

研究者等に対しての教育・研修を公正な研究活動推進の一環として研究倫理教育に組み込んで実施する。内容は以下のとおりである。

- 研究インテグリティの確保に向けた、研究情報の透明性の確保の重要性
- 国内外における新たなリスクや想定される事例（研究インテグリティ調査・報告書等に準拠）
- 大学内の研究インテグリティの体制、情報収集の方法の説明
- チェックリストの説明
- 確認書の提出依頼

(2) オペレーションにおいて考慮したポイント

① リスク判断

<各要素に対するマネジメント方針の概要>の「(2)オペレーション」に記したリスクマネジメントを行う際には、

- 先端的な重要技術等の提供（例：宇宙、量子、AI、スーパーコンピューター・半導体、原子力、先端材料、バイオ、海洋等の先端分野における重要技術）
- 懸念度が高い相手先（外国ユーザーリストや米国エンティティリスト等）
- その他、世界情勢等からレピュテーションリスクがあると判断されるもの

については、対象者や対象となる活動との関連性とその度合いも考慮した慎重なリスク判断が必要であると考えられる。

② 研究インテグリティ・マネジメント体制の運用方法

<各要素に対するマネジメント方針の概要>の「(2)オペレーション」に記した研究インテグリティ・マネジメント体制の運用における研究者一部局事務－本部事務－相談窓口－委員会間での申請・報告、相談、判断・指導の各フローをリスクの報告フローとして図2にまとめた。また、研究者、各担当が行うこと、対応すべき事項について表2に示している。

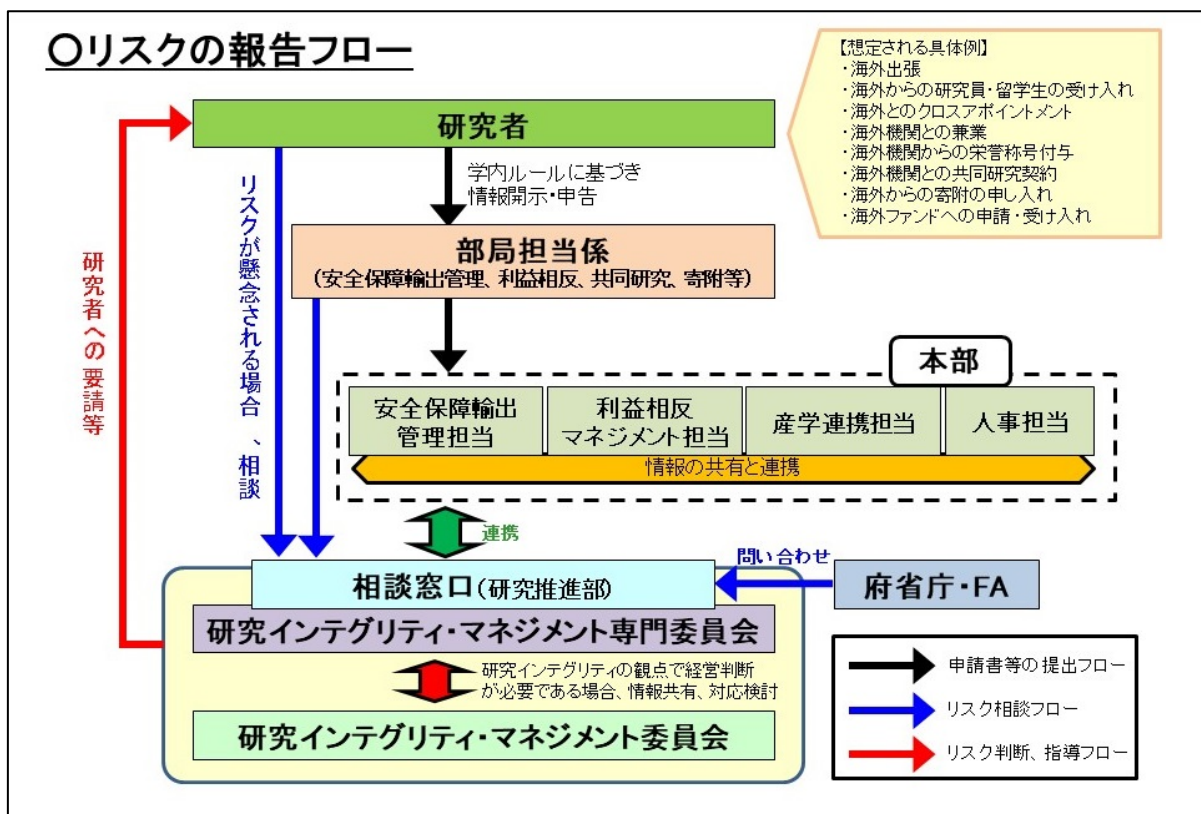


図 2：リスクの報告フロー

表 2：報告フローにおける各対応事項

担 当	対 応 事 項
研究者	学内ルールに基づき情報開示・申告・相談
部局担当係、本部	情報収集・情報共有 研究インテグリティの観点でリスク懸念がある場合に、適切に把握して相談窓口へ相談
相談窓口、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会	研究インテグリティの観点でリスクがあるか確認 【リスクの判断基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・先端的な重要技術等の提供 ・相手先の懸念度 ・世界情勢等からのレピュテーションリスク 【リスクが存在する場合】 研究インテグリティ・マネジメント専門委員会で対処方法を検討し、部局担当係及び研究者へ提示 【大学としての経営判断が必要である場合】 研究インテグリティ・マネジメント委員会へ、大学としての対応を検討依頼

研究インテグリティ・マネジメント委員会	<p>マネジメントに必要な情報から、大学としてリスク判断し、サイエンスメリットと研究インテグリティ上のリスクを比較し、対応を検討し、必要に応じて研究者へ指導・要請等を行う</p> <p>【リスクの判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先端的な重要技術等の提供 ・ 相手先の懸念度 ・ 世界情勢等からのレピュテーションリスク <p>【判定するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク ・ 技術流出・情報流出につながるリスク ・ 大学の信頼の低下リスク 等
---------------------	--

③ 研究インテグリティ・マネジメントの人材の育成
 <各要素に対するマネジメント方針の概要>の「(2)オペレーション」に記載した。研修内容は、「(1)ガバナンス」の「③研究者等への教育・研修」に記載した内容と同様である。

(3) 情報共有・報告・モニタリングにおいて考慮したポイント

① 研究インテグリティの確保に必要な情報

教職員、学生等で研究活動を行う全ての者を対象に、研究者により行われる情報公開・情報開示により研究活動の透明性を確保するための情報（表3）を定期的に収集し確認する。

●収集する情報

表3に示す定期的に情報公開・情報開示された研究者情報は、モデルケースのように事案が発生・進行する際に収集される情報に基づくリスクマネジメントを行う際に、関連研究者、研究活動の基本情報として利用されるものでもある。

表3：定期的に収集し情報公開・情報開示する研究者情報

対応方針上の記載	想定される具体的な情報
職歴・研究経歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学歴（例：学校名、学位） ・ 研究経歴（例：所属機関名、職名） ・ 海外との交流実績（例：国名、機関名、内容） ・ 研究者の研究活動実績（例：論文、著書、講演発表、特許、受賞歴）
兼業等の所属機関・役職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼業情報（例：機関名、事業内容） ・ 兼業内容（例：役職、職務内容、兼業場所、報酬） ・ 委員歴（例：団体名、役職） ・ 所属学会（例：所属学会名、役職）
当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金（例：提供機関、期間、配分額） ・ 助成金（例：提供機関、期間、配分額） ・ 共同研究（例：提供機関、期間、配分額） ・ 受託研究（例：提供機関、期間、配分額） ・ 受託事業（例：提供機関、期間、配分額） ・ 寄附金（例：提供機関、期間、配分額） ・ 研究施設・設備・機器等の物品提供（例：提供機関、期間、提供内容） ・ 役務提供（例：提供機関、期間、提供内容）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ メディア報道（例：テレビ・ラジオ番組、新聞・雑誌、インターネットメディア） ・ 学術貢献活動（例：学会・研究会、大会・シンポジウムの企画・運営） ・ 社会貢献活動（例：講演会、セミナー・ワークショップ、出前授業） ・ その他、名誉職、称号等

② 情報収集体制について

＜研究インテグリティの確保に必要な情報＞にて整理した収集すべき事項に関して、情報収集体制として図3に整理し、その体制を検討する上で考慮した点は以下のとおりである。

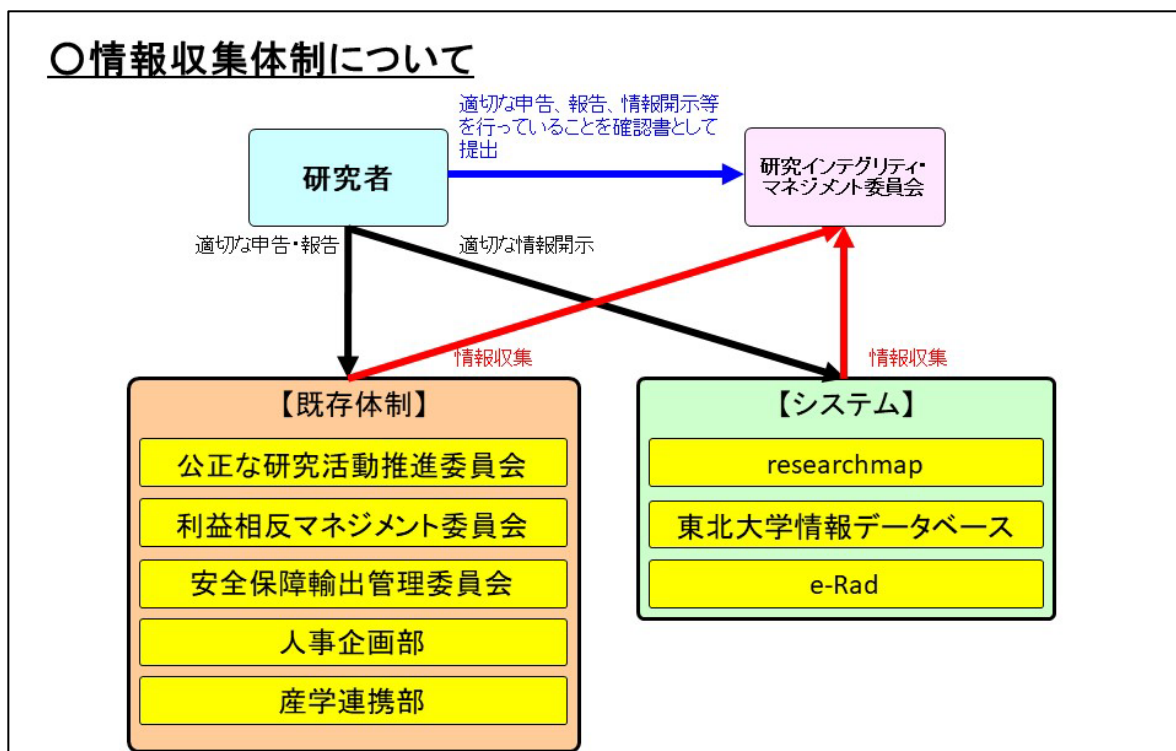


図3：情報収集体制

(ア) 既存体制の活用 (表4)

対象者は、既存体制に基づき、大学に対して適切な申告、報告等を行う。既存体制は、「公正な研究活動担当」、「利益相反マネジメント管理担当」、「安全保障輸出管理担当」、「人事担当」、「産学連携担当」を想定している。

表4：既存体制の活用

必要な情報	既存体制により得られる情報 (情報の取得先を記載)
職歴・研究経歴	「人事担当」、「安全保障輸出管理担当」
兼業等の所属機関・役職	「人事担当」、「利益相反マネジメント管理担当」
研究資金、支援等	「産学連携担当」、「利益相反マネジメント管理担当」、「安全保障輸出管理担当」

(イ) 既存システムの活用

対象者は、研究活動における研究インテグリティの確保に向け、researchmap (表5) や e-Rad (表6) 及び大学等のデータベース (表7) を活用し、可能な限り情報公開・開示を行う。なお、所属する大学等に対する情報開示とは別に、研究活動の透明性を確保するため、一般社会や研究コミュニティに向けた情報公開を可能な限り積極的に行う。

表5：researchmapでの情報収集

必要な情報	得られる情報
職歴・研究経歴	「経歴」、「学歴」、「受賞」、「論文」、「MISC」、「書籍等出版物」、「講演・口頭発表等」、「Works(作品等)」、「産業財産権」
兼業等の所属機関・役職	「委員歴」、「所属学協会」、「メディア報道」、「学術貢献活動」、「社会貢献活動」
研究資金、支援	「共同研究・競争的資金等の研究課題」

表6：e-Radでの情報収集

必要な情報	得られる情報
研究資金、支援	「研究資金」、「応募課題情報」、「エフォート状況一覧」

表7：東北大学情報データベースでの情報収集

必要な情報	得られる情報
職歴・研究経歴	「本務職名」、「現在兼務している役職」、「出身学校」、「出身大学院」、「取得学位」、「研究経歴」、「略歴」、「海外研究機関交流実績」、「国際交流実績」、「海外研究活動に関する統計情報」、「論文」、「著書」、「総説・解説記事」、「実用新案・意匠」、「作品」、「その他研究活動」、「学術関係受賞」、「会議の発表・講演」、「会議の主催・運営」
兼業等の所属機関・役職	「兼務、兼業など」、「所属学会」、「学会活動及び外部機関における活動」、「学外の社会活動(小中高との連携、公開講座、講演会・セミナー、展示会、ボランティア活動等)」、「行政機関・企業・NPO等参加」、「ベンチャー企業設立」、「報道」
研究資金、支援	「科学研究費補助金獲得実績(文科省・学振)」、「共同研究活動」、「プロジェクト活動」、「その他の競争的資金獲得実績」

(ウ) 確認書の提出

大学等は、対象者に対し：

- 研究インテグリティの確保に関する規程及び体制において、適切な申告、報告等を行っていること。
- researchmap や e-Rad 及び大学等のデータベース等で、適切な情報公開・情報開示を行っていること。
- 申告、報告、情報開示等において、虚偽の記載がなされた場合には、本学及び資金配分機関等のルールに基づく対応や処分が科せられる場合があること。

についての確認項目を含む、確認書を年に一回程度提出させる。

確認書は研究者本人が提出するものであるが、提出方法は、紙媒体に限るものではなく、大学内で研究者のアカウント情報が管理されている等、研究者本人の提出であることが確認できる場合には、WEBシステム等の電子媒体による方法を活用する。また、既存体制や既存システムで収集できない情報がある場合には、確認書の提出と併せて、当該情報を収集する。

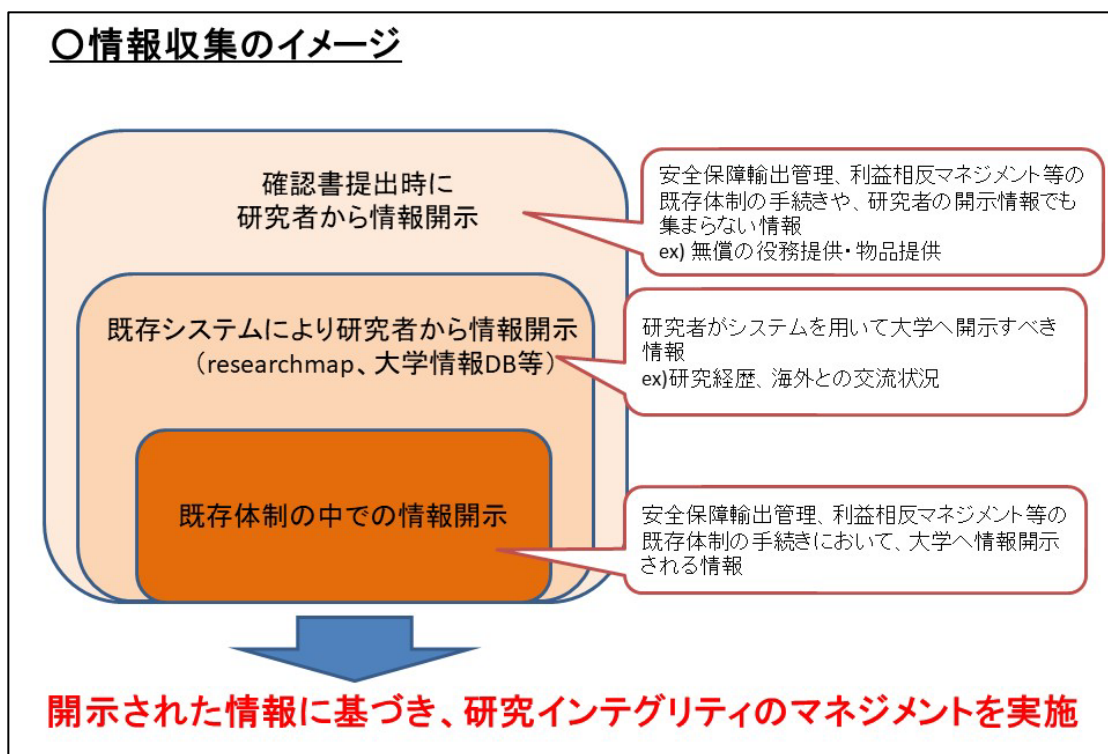


図4：情報収集のイメージ

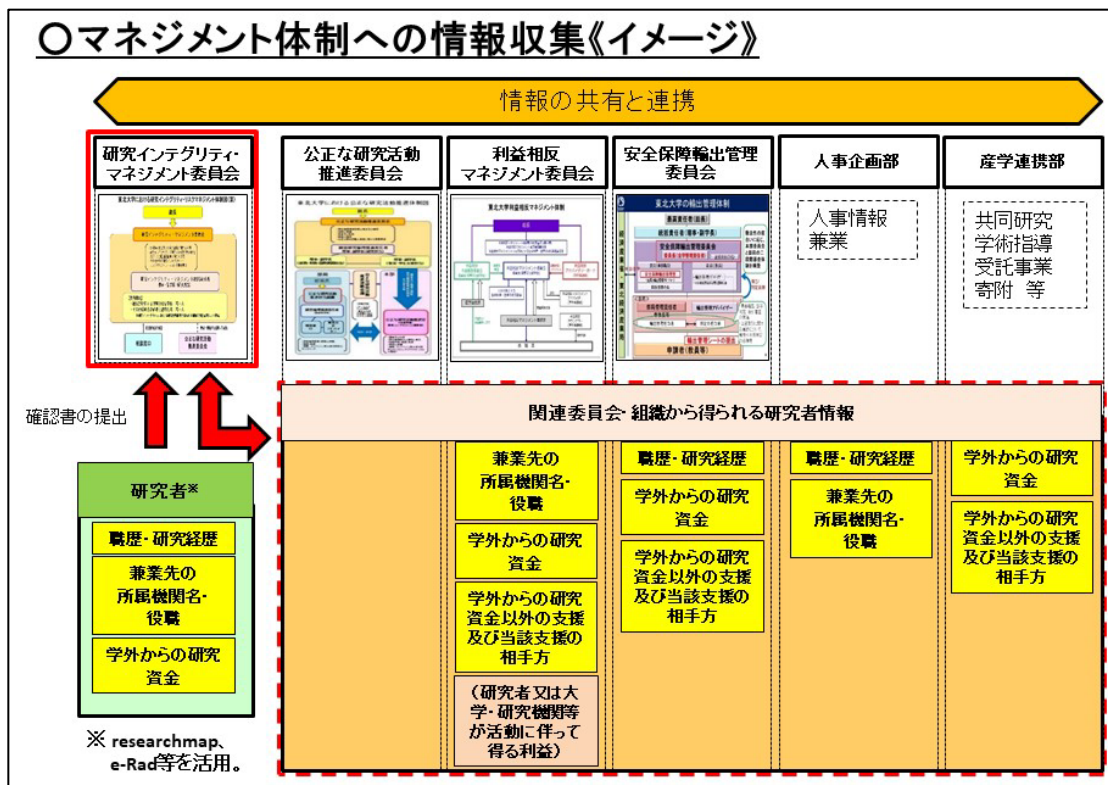


図5：研究インテグリティ・マネジメント体制と情報収集の関連性

③相談窓口の設置

- 研究インテグリティに関して、共同研究や国際交流活動について日常的に研究者が相談できる体制を整備する。
- 相談窓口は学内外からの問い合わせや相談、情報提供に対応する。
- 窓口担当者は、研究インテグリティに関する専門的知識の習得と関連情報の把握に努め、研究者及び学内担当者からの相談に適切な対応を行うことができるようにする。大学等は、窓口担当者の育成や人材配置に配慮する。

3. モデルケースの試行

1) モデルケースの内容

(1) モデルケースの設定

大学等における研究活動のうち、特に国際化に関するモデルケース（7 カテゴリー、23 モデルケース）を実態に合わせて設定し、それぞれについて業務フローにおける手続き（情報リソース）の中で収集される情報を検討し、マネジメントに必要な情報を抽出した。

表8：モデルケース（7 カテゴリー、23モデルケース）

	分類	マネジメントに必要な情報	情報リソース
1	海外出張 (モデルケース4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 機関名 ・ 用務 ・ 提供する技術 ・ 経費 	旅行計画書、旅行報告書 安全保障輸出管理手続き
2	海外からの研究員・留学生の受け入れ (モデルケース3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 機関名 ・ 履歴書 ・ 提供する技術 ・ 経費 	留学生受入れ手続き 安全保障輸出管理手続き 人事手続き
3	海外とのクロスアポイントメント (モデルケース1件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 機関名 ・ 履歴書 ・ 提供する技術 	人事手続き 安全保障輸出管理手続き 利益相反マネジメント手続き
4	海外との兼業 (モデルケース4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 機関名 ・ 用務 ・ 提供する技術 	人事手続き 安全保障輸出管理手続き 利益相反マネジメント手続き
5	海外機関からの栄誉称号付与 (モデルケース2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 機関名 ・ 提供する技術 	自己申告 (researchmap、大学DB等) 安全保障輸出管理手続き 利益相反マネジメント手続き 人事手続き
6	海外機関との共同研究契約 (モデルケース5件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 機関名 ・ 代表者 ・ メンバー (氏名、職名) ・ テーマ ・ 提供する技術 ・ 金額 	共同研究契約手続 安全保障輸出管理手続き 利益相反マネジメント手続き
7	海外からの寄附の申し入れ、海外ファンドへの申請・受け入れ (モデルケース4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国名 ・ 機関名 ・ 寄附目的 ・ 技術の提供 	寄附に関する情報提供 (部局→本部) 利益相反マネジメント手続き 安全輸保障出管理手続き 人事手続き

(2) モデルケース内容 (参考資料 3 (p. 38))

各モデルケースの内容は、例えば、海外出張「〇〇研究科の A 教授がアメリカの学会で招待講演を行う。その帰りに△△大学に寄って、旧知の B 教授の研究室を訪問し、研究打ち合わせを行う」(「海外出張」のカテゴリー) など、過去の事例、情報を参考としながら、大学等の研究活動において日常的によくある場面を想定した。また、情報の共有のため、「〇〇研究科」というように部局を特定できる情報は記載していない。23 件のモデルケースの詳細は、参考資料 3 (p. 38) に記載している。

(3) リスクマネジメントに必要な情報と情報リソース及びリスクマネジメントの観点

検討したモデルケースでは、各ケース(事案)が発生・進行するときに必要な事務手続きが行われ、各手続きに基づいた情報リソースからの情報(リスクマネジメントに必要な情報)をもとに、業務フローの過程でリスク懸念案件が把握・抽出され、相談窓口に報告・相談されることを想定している。この際には、関係する研究者の公開情報・開示情報(p. 16)が参照される。

リスク発生が懸念される事案については、先端的な重要技術等の提供の有無、相手先の懸念度、世界情勢等からレピュテーションリスクがあると判断される場合等により既定の判断基準に加えてマネジメントが必要とされる場合を業務フローの過程で把握、抽出する。

表 9 : リスクマネジメントの観点

マネジメントに必要な情報	リスクマネジメントの観点
国名、機関名	安全保障輸出管理上の懸念先かどうか 懸念度の高い相手先(例えば外国ユーザーリスト(外為法)、米国エンティティリストなどに掲載)ではないか 懸念度の高い相手先での経歴や関係の有無 世界情勢等を鑑みてレピュテーションリスクが存在しないか
用務	訪問相手は誰か 用務内容は何か 頻度はどの程度か 報酬額が妥当か 責務相反・利益相反が生じていないか
提供する技術	研究発表の場合、国際会議やオープンな講演会での発表か 研究打ち合わせの場合、リスト規制技術や先端的な重要技術等の提供の際には、安全保障輸出管理の手続きが行われているか 持参する物品は何か 提供する技術は何か 派遣元に懸念はあるか
経費	経費はどこから支出されるか 旅費はどこから支出されるか

履歴書	今までどのような研究活動を行ってきたか
代表者	代表者に懸念はあるか
メンバー（氏名、職名）	メンバーに懸念はあるか
テーマ	どのような研究内容であるか
金額	無償の物品提供や役務提供の有無
寄附目的	使途の指定によって利益相反が生じないか

2) マネジメント方針に従った試行運用結果

(1) 事例や情報の把握

モデルケースの発生を想定し、マネジメントに必要な情報は何か、マネジメントに必要な情報を収集する情報リソースは何か、リスクマネジメントの観点は何かを、前述したマネジメント方針に従って把握した。

今回、想定したモデルケースに対してシステムを試行運用する中で、事案の発生や進行を報告フローの過程でどのように把握し、リスク懸念案件を抽出するかについて検討した結果、次の2点が明らかになった。

第一に、各モデルケースで技術提供や貨物輸出を伴う場合、安全保障輸出管理の手続きにおいてマネジメントに必要な情報は把握されることが確認された。本学においては、相手国や技術提供に関するリスクが高い場合には、本部手続きの中で把握されることが、また、相手国や技術提供に関するリスクが低い場合には、部局手続きと本部による確認の中で把握されることが確認された。

第二に、安全保障輸出管理を伴わない事案においても、モデルケースの進行上必要な事務手続きが研究者による申請により担当部署（利益相反マネジメント担当、産学連携担当、人事担当等）において行われ必要な情報が把握されることが確認された。本学では、例えば、兼業（役員として従事又は年間100万円以上）や共同研究（年間200万円以上）に関しては、利益相反自己申告において把握されることが確認された。

一方で、各研究者によって各事案に対する申請や報告などの定められた手続きが行われない場合は、報告フローは機能せず組織としてのリスクマネジメントは困難であることが、改めて明らかになった。このことは、教育・研修によって研究インテグリティに関する各研究者の意識向上と研究者及び事務職員の負担が少ない手続きシステムを準備することの重要性を示している。

(2) 得られた知見、ノウハウ（表10）

国際化・オープン化に伴う新たなリスクについて、マネジメントに必要な情報のうち、多くの情報を安全保障輸出管理体制で収集できていることが分かった。また、安全保障輸出管理体制で収集できていない情報についても担当部署（産学連携担当、人事担当、利益相反マネジメント担当等）において収集できることが分かった。よって、学内関係部署が連携することにより一元的な管理が可能となることが確認できた。

なお、海外からの寄附の申し入れ、海外ファンドへの申請・受け入れについては、安全保障輸出管理の対象外となり、部局担当部署において手続きが取られている。また、本学では、寄附受け入れ（年間200万円以上）に関しては、利益相反の手続きが取られている。

また、外国への長期又は高頻度な出張、物品の提供に関する情報収集については、旅行計画情報・資産管理情報（本学の場合、総務担当、財務担当）を活用することとした。加えて、海外機関とのクロスアポイントメント、兼業、栄誉称号付与の情報については、みなし輸出管理の明確化への対応として、今後、安全保障輸出管理の手続きにおける事案把握を確実にを行うために制度改正を行う。

研究者、事務担当者（本部、部局）への教育・研修を充実させ、懸念事案の進行前にリスク懸念を研究者自身及び事務担当者が気づき、相談窓口へ情報が届く体制を構築することの重要性が明らかになった。

表 10：手続きに関して得られた知見

モデルケース	手続きの整理結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外出張 ・ 海外からの研究員・留学生の受け入れ ・ 海外とのクロスアポイントメント ・ 海外機関との兼業 ・ 海外機関からの栄誉称号付与 ・ 海外機関との共同研究契約 	<p>➤技術提供を伴う場合において、安全保障輸出管理の手続きが取られる。</p> <p>－相手国や技術提供に関するリスクが高い場合には、本部手続き</p> <p>－相手国や技術提供に関するリスクが低い場合、部局手続き、本部確認</p> <p>➤安全保障輸出管理の手続きとは別に担当部署（産学連携担当、人事担当、利益相反マネジメント担当等）において、必要な手続きが取られる。</p> <p>（兼業（役員として従事又は年間 100 万円以上）、共同研究（年間 200 万円以上）に関しては、利益相反の手続きが取られる。）</p> <p>➤海外機関とのクロスアポイントメント、兼業、栄誉称号付与の情報については、みなし輸出管理の明確化への対応として、今後、安全保障輸出管理の手続きにおいての把握を徹底する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの寄附の申し入れ、海外ファンドへの申請・受け入れ 	<p>➤部局担当部署において手続きが取られる。（安全保障輸出管理の対象外）</p> <p>（寄附（年間 200 万円以上）に関しては、利益相反の手続きが取られる。）</p>

研究インテグリティの観点でリスク発生が懸念される事案のうち、安全保障輸出管理の手続きを経由する事項（海外出張、海外からの研究員・留学生の受け入れ、海外機関との兼業・クロスアポイントメントや共同研究契約）については、通常の手続き過程で把握することに困難は無く、相談窓口へ連絡・相談する報告フローは有効である。一方で、現状制度において安全保障輸出管理の手続きを経由しない事項（例：海外からの寄附の申し入れ、海外ファンドへの申請・受け入れ、海外機関からの栄誉称号付与など）については、それぞれの手続き過程において新たにリスク懸念を意識した業務を行う必要がある。

研究インテグリティ・マネジメント委員会については、理事等の役員により構成されるが、相談窓口への相談があった場合、すべてに対して常に役員による大学の意思決定が必要であるとは考

えにくい。そのため、相談対応組織として、「研究インテグリティ・マネジメント専門委員会」を置くこととした。「研究インテグリティ・マネジメント専門委員会」は、本学においては、総長特別補佐（研究倫理担当）を委員長、公正な研究活動、利益相反、安全保障出管理等の研究インテグリティ関係部署職員を委員とし、対処方法を検討の上、部局担当係及び研究者へ提示することにより、相談対応の迅速性を向上させる。また、必要性・重要性に応じて研究インテグリティ・マネジメント委員会に諮り、リスクマネジメント対応を求める体制とする。

4. モデルの確立

1) 確立したルール

本委託事業に基づく調査分析結果を基にして、「東北大学における研究インテグリティの確保に関する規程」を制定した。(2022年4月1日施行)。当該規程は、本学固有の記載を除く形で、モデル規程として参考資料に掲載する。

2) 確立した体制

上記、1) 確立したルールに記載した「東北大学における研究インテグリティの確保に関する規程」では、総長の責務による、研究インテグリティを確保するための体制の整備から始まり、各関係者の責務や、研究インテグリティ・マネジメント委員会等の組織体制を規定している。(表11)

表11：確立した体制（東北大学における研究インテグリティの確保に関する規程より）

項目	規定事項
総長の責務	総長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。
研究者の責務	研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報等に開示を行うものとする。
研究インテグリティ・マネジメント統括責任者	研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
研究インテグリティ・マネジメント委員会	委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者 二 学長が指名する理事又は副学長（前号に掲げる者を除く。） 若干人 三 その他委員会が必要と認めた者 若干人
構成員以外の者の出席	委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。
専門委員会	研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。
相談窓口	研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。 相談窓口を担当者を置き、研究推進部の職員をもって充てる。

3) 確立したシステム

策定したルールと体制のもと、モデルケースを試行運用した結果に基づき、システムを確立した。システムの内容はマネジメント方針として上述しているが、そのポイントを改めて整理した。

(1) ガバナンス

- ① 総長のリーダーシップの下で、既存の体制・システムを最大限活用した研究インテグリティの確保の一元的な体制・システムを構築した。

- ② 研究インテグリティ・マネジメント委員会、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会を設置し、全学の案件を対象とした対応体制を整備した。
- ③ 公正な研究活動推進に関する研修の一環として研究者への定期的な教育・研修を実施することで、研究インテグリティを確保することの重要性及び研究者自身の適切な情報開示の必要性に対する理解の浸透を図る。

(2) オペレーション

- ① 研究インテグリティ・マネジメント委員会のリスク評価、判断において、研究活動内容についての疑義、リスク懸念が提起された場合の対応—対応方法の構築と関連部署との連携—を確認した。
- ② 研究インテグリティ・マネジメント体制の運用方法として、研究インテグリティにおけるリスク懸念が生じた場合は、総長特別補佐（研究倫理担当）を委員長とした研究インテグリティ・専門委員会で対応検討し、対処方法を部局担当係及び研究者へ提示する。さらに、リスクマネジメントの観点で大学としての経営判断が必要である場合は、研究インテグリティ・マネジメント委員会による検討を経て、研究者への指導・要請等を行う。
- ③ リスク報告フローについて、研究者、部局担当係・本部、相談窓口、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会、研究インテグリティ・マネジメント委員会それぞれの報告フロー（申請書等の提出フロー、リスク相談フロー、リスク判断・指導フロー）内での対応事項を明確化した。
- ④ 研究インテグリティ・マネジメントの人材の確保、育成において、事務担当者（本部、部局）や相談窓口担当者への研修を充実し、マネジメント業務に必要な研究インテグリティに関連するガイドライン等の知見、国内外の動向等に関する幅広い情報を得る研修機会を設けることとした。

(3) 情報共有・報告・モニタリング

- ① 研究インテグリティの確保に必要な情報の収集について、既存体制・既存システムを活用する。教職員、学生等で研究活動を行う全ての者を対象とし、①職歴・研究経歴、②兼業等の所属機関・役職、③研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を収集する。
- ② 情報収集体制について、対象者は、既存体制に基づき、大学に対して適切な申告、報告等を行う。加えて、情報開示において既存システムを活用しながら、不足する情報については確認書の提出時に合わせて収集する。
- ③ 相談窓口を設置し、研究インテグリティに関して、共同研究や国際交流活動について日常的に研究者が相談できる体制を整備する。また、相談窓口は学内外からの問い合わせや相談、情報提供に対応する。

4) 課題

国際化した研究活動において想定される 7 カテゴリー、23 モデルケースについて仮想的な手続きの実施、報告フローを実施した結果を踏まえて、課題点を整理した。

(1) オペレーション：リスクに対する判断について

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに関しては、安全保障貿易管理のように外国為替及び外国貿易法（外為法）や各種の国際管理レジームによる取り決めに相当するような、国際基準、法令、ガイドラインが現状では定まっていない。リスクに対して、どのような対応を取るかは、個別案件のアカデミックメリットとのバランスにより最終的には大学等（執行部）の経営判断に委ねられている。リスクとメリットのバランス判断は、社会情勢によっても重要度の評価が異なってくるため、リスク評価の判断についての基準を一般化して本報告書で提示することは難しい。懸念事例の積み上げにより、リスク評価の判断基準が徐々に形成されていくものとする。また、オペレーションの上で重要なことはリスクを見逃すことなく把握することである。

(2) オペレーション：機微技術管理の動向の把握

「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」（2019年6月）の「国際的な研究活動を推進する上での機微技術管理の動向の把握が必要」に記載のとおり、外為法に従った安全保障貿易管理の中で定められているデュアルユース技術に関する規制に加えて、研究インテグリティの確保におけるリスクマネジメントとして、宇宙、量子、AI、スーパーコンピューター、半導体、原子力、先端材料、バイオ、海洋等の先端的な重要機微技術等についての対応が課題となっている。

海外では、法令、ガイドライン等で先端的な重要技術等についての言及がなされている国もあり、引き続き国内を含めた動向に注視していくとともに、現時点でも相手先の懸念度（外国ユーザーリストや米国エンティティリスト等）、その他、世界情勢等からレピュテーションリスクがあると判断されるものについては、先端的な重要機微技術等に関連した事案については特段の考慮が求められるものと考えている。課題として、機微技術の個別特定と対象（研究テーマ、研究者、研究グループ）の把握・範囲設定が挙げられる。

(3) 情報共有・報告・モニタリング：収集の検討を要する研究者情報・活動の情報

研究者情報・研究活動情報を収集・把握するにあたり、以下の情報については収集内容・方法に検討を要することが判明した。

- 研究者間で行われる、契約書を取り交わしていない大多数の共同研究活動の情報
- 研究者を当事者とした秘密保持契約の情報
- 学外で得た名誉称号や栄誉称号
- 非正規職員の学外での活動情報

現実的な対応として、当面の間は、安全保障輸出管理の手続きを経由する情報（先端的な重要技術等の技術提供、懸念度が高い相手先に関するもの）は、当該フローの中で確認することとするが、安全保障輸出管理の手続きを経由しない情報もあると考えられる。安全保障輸出管理の手続きに含まれない情報は、各研究者が researchmap や大学等のデータベースにおいて可能な限り公開・開示を行うことを対応方針として、教育・研修等で意識醸成していく。

その他、研究インテグリティ・マネジメントとして必要な情報がある場合には、各研究者へ個別に情報提供を依頼する。また、確認書提出の際に追加的情報の提出依頼を行うことを検討する。

(4) 情報共有・報告・モニタリング：情報取得の理由・根拠づけ

内閣府「チェックリスト雛形：大学・研究機関等向け」（2021年12月）では、情報の収集対象について「無償の役務提供・物品提供」の記載がある。チェックリストでは外国の機関・大学の情報開示が強調されているが、外国との連携に対しネガティブな印象を与えかねない。国際化に伴うリスクの増大を情報開示の理由とする等、理由付けの概念を広げるべきか検討が必要である。

今回のモデルでは、確認書提出の際に、研究者から「無償の役務提供・物品提供」の情報開示を受けることとした。

(5) 情報共有・報告・モニタリング：企業との秘密保持契約への対応

政府としての対応方針「(3) 研究資金配分機関等における対応に関する取組」の内容を踏まえて、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（2005年9月、最新の改正は2021年12月）が改正され、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いが追加された。競争的研究費の応募において、研究代表者・研究分担者等が応募もしくは受入をしている共同研究の情報の開示については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に従って、研究資金配分機関からの要請に適切に対応していく必要がある。本学では、公正な研究活動推進委員会と連携し、研究インテグリティの確保に向けた教育・研修等の機会を活用して周知していく。なお、本学では、研究者自身が契約締結者となる場合があり、「守秘義務を負う者」に事務担当者が含まれない場合がある。また、共同研究の実施自体を秘密保持契約に含む場合も想定される。この想定は、モデルケースの試行運用で考慮していない事項であり、本試行実施で判明した課題である。

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」より抜粋

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

② 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

③ ②の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を、以下の観点を含め、公募要領上明記する。

a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係る

エフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみの提出を求めること。

b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができること、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあること。

c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけること。

d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われること。

(6) 情報共有・報告・モニタリング：情報開示の違反に関する対応

確認書提出の際、「申告、報告、情報開示等において、虚偽の記載がなされた場合には、本学及び資金配分機関等のルールに基づく対応や処分が科せられる場合があること」を了解したうえでの確認を得ることを想定しているが、記載ミス等の意図的ではない情報開示の誤りも想定される。積極的かつ自主的な情報の開示の促進のためにも、意図的か否かにより処罰の軽重を酌量することや、開示の誤りに気づいた際の修正申告への対応などが課題として残った。

5. モデルの普及

1) モデルの普及のための取組

(1) 検討会の実施

他の大学等が研究インテグリティの確保に向けて取組を行う際に広く参考となるよう、以下のとおり検討会を開催し、モデル等の検討を行った。

① 参加機関、参加企業

モデル検討にあたり、国公私立大学^{*}、文部科学省、協力企業^{*}で構成する検討会を開催した。なお、国公私立大学からは、研究インテグリティに関する実務担当となる立場の教員、事務職員に参加してもらった。また、研究資金配分機関等^{*}にもオブザーバーとして参加してもらった。

^{*}国公私立大学、協力企業、研究資金配分機関等の各機関名、企業名は以下のとおり

国公私立大学：岩手大学、島根大学、徳島大学、会津大学、八戸工業大学

協力企業：PwC あらた有限責任監査法人

研究資金配分機関等：日本医療研究開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会

② 開催日程及び議題

検討会の開催日程及び議題は、以下のとおりである。

第一回：令和3年9月24日（金）

○議題

- 1 研究インテグリティの確保に係る対応方針
→対応方針に関する説明
- 2 本委託事業の概要
→本委託事業に関する概要説明
- 3 東北大学における研究インテグリティの確保について
→東北大学における研究インテグリティの確保に向けた検討体制や課題等について、説明
- 4 内閣府における研究インテグリティに関する検討について
→協力企業から、米国の大学の事例から示唆される今後の国内大学等機関における検討の方向性について情報提供
- 5 その他

第二回：令和3年12月24日（金）

○議題

- 1 大学等における研究インテグリティの確保に向けた体制（案）について
→東北大学で検討した、研究インテグリティの確保に必要な情報、情報収集体制、リスクマネジメント体制のマネジメント方針に関する意見交換
- 2 リスクマネジメントに向けた情報提供について
→協力企業から、研究インテグリティに関する新たなリスク及び国内外のリスクマネジメントについて情報提供
- 3 その他

第三回：令和4年2月24日（金）

○議題

- 1 政府の対応方針・ガイドラインに関する情報提供について
→協力企業から、対応方針・ガイドラインに関する情報提供
- 2 大学等における研究インテグリティの確保に向けた体制（案）について
→東北大学で検討した、モデルケースの検討状況及びリスクの報告フローのマネジメント方針に関する意見交換
- 3 研究インテグリティの確保に係るマネジメント規程（素案）について
→東北大学で検討した、研究インテグリティの確保に関する規程（素案）の情報共有
- 4 その他

2) 検討会の実施により得られた課題、知見、ノウハウ

検討会で、参加国公私立大学より得られた主な意見は以下のとおりであり、マネジメント方針については、他大学の意見も踏まえて検討を行った。

【第一回検討会】

- ・学内に散在するデータを、どのように統合的にマネジメントするのかという課題がある。
- ・規程作成のための雛形を示してほしい。
- ・研究インテグリティの確保に係るリスクマネジメントの判断根拠が確立されていないため、マネジメントするのは大変と思った。研究活動等をストップさせるときに、根拠がないとストップさせづらい。研究活動をストップさせる場合を明確にしていくと、研究者への抑止力になると思う。
- ・悪意のあるものについては、罰則の対象とする等、学内でも検討が必要と思った。

【第二回検討会】

- ・対象者をどのように定義づけるかが難しい。
- ・兼業については、非常勤職員から申請をする仕組みとなっていないため、把握が難しい。
- ・研究インテグリティに関しては、担当が複数部署にまたがっているため、どのように連携するかが課題である。研究インテグリティに関連する業務があれば、他部署に情報共有するところから始める。
- ・基本的に、リスク判断は担当部署ごとに行っている。
- ・コンプライアンスに関する委員会が増えている。
- ・大学独自で教員のデータベースとなるシステムを構築してはいないため、researchmap、e-radを有効活用するという考えには賛成である。
- ・教育・研修のe-learning教材や、英語教材もあると良い。

【第三回検討会】

- ・研究インテグリティに関しては、公正な研究活動の取り組みの推進として整理した方がいい

と理解した。

- ・モデルケースは、大変参考になるため、担当部署で共有したい。
- ・レピュテーションリスク等があり既存委員会で判断できない部分に関して、役員会で判断する事例があった。
- ・研究資金配分機関等の申請書に、研究インテグリティの観点で必要事項が追加されていることを知らない研究者が多いと思うため、理解を得ていく必要がある。

3) 学内外での周知活動

「研究インテグリティの確保」に関する本学の検討状況の説明や周知を、以下のとおり学内外で実施した。

- ・ 令和3年 6月 7日（月）日本学術会議科学者委員会・学術体制分科会ヒアリング
(説明者：東北大学理事・副学長小谷元子)
- ・ 令和3年 6月15日（火）本学研究推進審議会
- ・ 令和3年 6月30日（水）本学多元物質科学研究所 FD
- ・ 令和3年 8月 6日（金）本学流体科学研究所 FD
- ・ 令和3年 9月30日（木）本学産学連携機構リエゾンネットワークセミナー
- ・ 令和3年12月16日（木）本学金属材料研究所公正な研究活動推進教員セミナー
- ・ 令和4年 1月18日（火）本学研究推進審議会

(説明者：総長特別補佐(研究倫理担当) 佐々木孝彦)

参考資料

1. 前提となる文書（法令、ガイドライン、ガイダンス等）の概要

前提又は参考とした文書を以下に挙げる。それぞれに簡単な説明を記載する。

1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について

2021年4月に統合イノベーション戦略推進会議において対応方針が決定された。対応方針に従い、競争的研究費の適正な執行に関する共通的なガイドラインである競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（2005年9月、最新の改正は2021年12月）が改正、同時に対応方針に従い、大学・研究機関等における研修等での利用により研究者や大学・研究機関等の理解醸成を促す目的で、チェックリスト雛形が公開されました。「チェックリスト雛形：研究者向け」（2021年12月）「チェックリスト雛形：大学・研究機関等向け」（2021年12月）が提供された。

2) 外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理

安全保障貿易管理とは、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、自国や国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐという、安全保障の観点に立った貿易管理の取組である。日本では、外国為替及び外国貿易法に基づき実施されている。

経済産業省が発行している「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」では、「安全保障貿易管理制度」「規制対象となる技術の提供等」「技術の提供・貨物の輸出の確認手続」「個々のケースの確認手続」等が示され、各大学・研究機関で必要な手続が確実に実施されるよう構成されている。

3) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月）は、「研究活動の不正行為に関する基本的考え方」「不正行為の事前防止のための取組」「研究活動における特定不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）」「特定不正行為及び管理責任に対する措置」「文部科学省による調査と支援」の5節からなり、文部科学省、配分機関及び研究機関が研究者による不正行為に適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示している。

研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図ることを基本的な方針としている。第1節の「研究活動の不正行為に関する基本的考え方」は「不正行為に対する基本姿勢」「研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律」「大学等の研究機関の管理責任」からなり、研究活動における不正行為への対応等についても各研究機関における取組が求められている。

4) 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン

研究機関に対しては、文部科学省・経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイド

ライン」(2016年11月)及び当該ガイドラインの追補版が策定され、利益相反及び技術流出防止に関する産学官連携リスクマネジメントの強化が促されてきた。産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインでは、リスクマネジメントについて次の5つの観点から取組の方策を示している。「利益相反マネジメント(個人としての利益相反、組織としての利益相反)」「技術流出防止マネジメント(安全保障貿易管理、営業秘密管理)」「職務発明等のマネジメント」「契約マネジメント」の4つのテーマについて、上述の5つの観点を踏まえた取組の方策を示している。

- (ア) 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築
- (イ) 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化
- (ウ) 研究者等への普及啓発
- (エ) リスクマネジメント人材の確保・育成
- (オ) 事例把握、情報共有(マネジメントのノウハウ等の整備)

この点、2015年から2019年にかけて「産学官連携リスクマネジメントモデル事業」が実施され、産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントについて大学等の特徴に沿った多様なマネジメント体制・システムの構築が促されてきた。

当該事業において、外国企業との連携におけるリスクのマネジメントを扱った事業が国立大学法人東京医科歯科大学によって実施され「組織的な産学官連携リスクマネジメントに関する手引書」(2019年3月)として成果がまとめられた。本手引書については、本委託事業の検討会において紹介があり、リスクマネジメントにおいて「情報の集約」や「権限・専門人材の集約」がポイントとなっていたことが説明された。

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(2016年11月)のリスクマネジメントの5つの観点：

(ア) 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築

- ・人員や予算が限られている環境下において、各大学・国立研究開発法人の体制や状況に合わせ、実効的かつ効率的に行えるリスクマネジメントのマネジメント体制・システムを構築する。
- ・同じ組織内の各種関係部署が、適切に連携できるマネジメントシステムを構築する。

(イ) 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化

- ・大学・国立研究開発法人経営層が、産学官連携リスクマネジメントに取り組むことの意義・必要性を適切に理解する。
- ・リスクマネジメントに対する資源配分(人材、予算等の配分)が大学・国立研究開発法人経営上のマネジメント要素であることを、大学・国立研究開発法人経営層が十分に理解する。
- ・大学・国立研究開発法人の経営層(学長・理事長等)が、産学官連携活動に関する明確なビジョンを提起したうえで、組織内でのリスクマネジメントの取組を促進することが必要不可欠である。

(ウ) 研究者等への普及啓発

・大学・国立研究開発法人でのイノベーション創出活動の大きな役割を担うのは研究者自身であることから、研究者に対する普及啓発を行い、研究者自身がリスクマネジメントに関する理解を深める。

(エ) リスクマネジメント人材の確保・育成

・リスクマネジメント人材（各リスク要因に関して専門的知識を有する者）を、組織内でどのように確保していくか検討し、必要に応じて、人材育成を進めるための研修プログラムを整備する。

(オ) 事例把握、情報共有（マネジメントのノウハウ等の整備）

・各リスク要因に対する具体的なアプローチ、グッドプラクティスを検討していくことが重要である。そのためにも、リスクマネジメントに関する個別事例、各種情報等を、大学・国立研究開発法人の内部・外部の組織を越えて共有する仕組みをつくる。

5) 大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン

研究の国際連携に係るガイドラインとしては、内閣府「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」（2019年6月）がある。リスクマネジメントの要点として「法令の遵守に加え、グローバル化に伴うリスクのマネジメント体制構築が求められる」「意図せざる技術流出のリスクとレピュテーションリスクの双方に留意が必要」「国際的な研究活動を推進する上での機微技術管理の動向の把握が必要」と記載されている。文部科学省・経済産業省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（2016年11月）も含め、技術流出・情報流出のリスクや、利益相反・責務相反のリスクに対応している。ただし、産学連携あるいは産学官連携が主眼におかれていることに留意が必要である。

6) University Actions to Address Concerns about Security Threats and Undue Foreign Government Influence on Campus（学内における安全保障上の脅威と外国政府の不当な影響に関する懸念に対処するための大学のアクション）

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクへの大学・研究機関の対応内容として、米国大学協会（Association of American Universities: AAU）と公立ランドグラント大学協会（Association of Public Land-Grant Universities: APLU）が「University Actions to Address Concerns about Security Threats and Undue Foreign Government Influence on Campus（学内における安全保障上の脅威と外国政府の不当な影響に関する懸念に対処するための大学のアクション）」（2020年5月）を公開している。新たなリスクに対する効果的な取組についてとりまとめたもので、次の11項目からなる。

- 意識付けとコミュニケーション（Awareness Building and Communications）
- 調整活動（Coordination）
- 教員と学生のトレーニング（Training of Faculty and Students）
- 連邦政府の安全保障及び情報機関との定期的な情報交換（Regular Interactions with Federal Security and Intelligence Agencies）

- データとサイバーセキュリティの保護 (Protection of Data and Cybersecurity)
- 知的財産の保護と技術管理計画の使用 (Protection of Intellectual Property and Use of Technology Control Plans)
- コラボレーション、契約及び外国からの寄付のレビュー (Review of Collaborations, Contracts, and Foreign Gifts)
- 利益相反ポリシーのレビュー、更新及び適用 (Reviewing, Updating, and Enforcing Conflict of Interest Policies)
- 外国出張の安全と保護 (Foreign Travel Safeguards and Protections)
- キャンパスへの国際的な訪問者 (International Visitors to Campus)
- 輸出管理コンプライアンス (Export Control Compliance)

7) Tackling R&I foreign interference (研究とイノベーションにおける外国の干渉への取組)

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクへの大学・研究機関の対応内容として、欧州委員会 (European Commission) が「Tackling R&I foreign interference (研究とイノベーションにおける外国の干渉への取組)」(2022年2月)をスタッフ作業文書として公開している。同文書では、次の4項目に分けて対応を説明している。

- 価値観 (Values) 外国の不当な影響を受ける恐れのある、学問の自由やインテグリティなどの価値観についての説明。
- ガバナンス (Governance) 外国の干渉に関する委員会の設置や、考えられる予防策、サポートツールに関する説明。
- パートナiership (Partnerships) 前提となる規程、体制、運用の整備、デューデリジェンスの実施、契約の交渉、連携の実施に関する説明。
- サイバーセキュリティ (Cybersecurity) 偽情報や情報操作、インフラの保護、知的財産(データ含む)の保護に関する説明。

2. 東北大学 利益相反マネジメントポリシー

東北大学 利益相反マネジメントポリシー (平成17年3月3日 役員会承認)

平成29年6月29日改正

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/policy/index.html>

東北大学は、産学官連携ポリシーに基づき、知の成果を積極的に社会に還元し、人類社会の福祉と発展に寄与する社会貢献を、その中核に産学官連携を位置付け、教育、研究に次ぐ第三の使命としています。

学外の団体や企業と連携・協力して社会貢献を行う場合には、その活動や成果に関して、個人の利益と大学の利益さらには公共の利益とのかかわりが深くなります。東北大学が、組織としての社会的信頼を得て、産学官連携活動を推進するためには、産学官連携活動に伴う利益が、教職員としての本来の責務や大学の社会的責任と相反し、ひいては公共の利益を損なうことのないよう、利益相反を的確にマネジメントする必要があります。

そのために、東北大学は、

1. 透明性の高い産学官連携活動を維持し、公共の利益を生み出す社会貢献をめざします。
2. 産学官連携において、教職員が得る個人的利益を、職員としての本来の責務や連携活動の公益性等に対して優先することがないように、利益相反マネジメント制度を構築し、その適用のもとに社会貢献を行います。
3. 的確な利益相反マネジメントを行うため、教職員に対して産学官連携に関する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置をとることを求めます。この過程で収集された個人情報、法律に基づき適正に管理し、教職員のプライバシーの保護、守秘義務の徹底を図ります。
4. 利益相反マネジメントに従って産学官連携活動を行う教職員に対して社会から疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
5. 教職員が利益相反の可能性を常に意識し、適正な産学官連携に努めることができるよう、利益相反に関する啓発活動を積極的に行います。
6. 大学組織としての利益相反マネジメント制度を構築し、その適用のもとに組織的な産学官連携活動を推進します。

3. モデルケースの詳細

	カテゴリー	モデルケース
1	海外出張	<p>①〇〇研究科の A 教授がアメリカの学会で招待講演を行う。その帰りに〇〇大学を訪問し、旧知の B 教授の研究室へ行き、研究打ち合わせを行う。</p> <p>②〇〇研究科の A 教授が、自身の科研費による研究のため、懸念国に測定装置を携行して出張し、現地の大学の研究者と遺跡調査を実施する。</p> <p>③相手国（グループ C）の公的外部資金による国際共同研究プロジェクトの日本側研究分担者として、相手先研究室での定期研究ミーティングに参加するため、月 1 回程度の割合で海外出張している。経費は相手方のプロジェクト負担。</p> <p>④科学研究費国際共同研究強化（B）により海外研究機関（グループ A）との間で国際共同研究を行う。双方の若手研究者、大学院生がお互いの研究室に長期間滞在し、それぞれのスタッフから研究指導を受けながら共同研究を行う。若手研究者、大学院生には両国以外の国籍を有する留学生、外国人研究者を含んでいる。</p>
2	海外からの研究員・留学生の受け入れ	<p>①ユーザーリスト掲載の大学に学部生として在学している学生から、留学生として大学院を受験したいので、合格後に大学院生（修士）としての受け入れについての打診がメールであった。現在、学部生として所属する研究室では、リスト規制に該当する技術を使用した研究は行っていない。また、先方の研究室の教授と面識は無い。卒業後に来日し、大学院試験までの間、研究生として在籍したいという希望もある。</p> <p>②国際共同研究を行っている海外大学（グループ C）の研究者（PI）から、共同研究をさらに進めるために若手研究者（PD）派遣したいとの打診があった。滞在費などの経費は、すべて先方（相手先研究室）が負担し、研究員として受け入れる予定である。</p> <p>③海外大学に在籍している博士課程大学院生から、博士号取得後の PD 研究員としての受け入れを打診された。滞在経費として相手先政府系 FA による若手研究者海外派遣プログラムを予定している。</p>
3	海外とのクロスアポイントメント	<p>①海外大学（グループ C）の外国人教授を相手先 75%、本学 25%でクロスアポイントメント雇用する。当該教授は AI 研究の第一人者で海外大学の AI 研究拠点の PI である。25%に相当する期間は、本学で勤務し、AI 研究を行っている研究者と共同研究を行う。</p>
4	海外との兼業	<p>①本学教授を務める先端材料研究で国際的に著名な A 教授（外国人）は、海外大学（グループ C）から客員教授として 3 年間の採用を打診された。3 年間に約 1 か月/年ほど海外大学に滞在し大学院生対象の集中講義やセミナー、客員教授として滞在する研究室で共同実験を行う予定である。旅費、滞在費及び滞在中の日給が支給される。</p> <p>②情報通信系海外ベンチャー企業（グループ C）から技術開発アドバイザー</p>

		<p>ーとして非常勤での勤務を打診された。直接、企業に赴くのは年に1回程度で週1回の定例企画ミーティングにオンラインで参加し、開発内容に対するアドバイスをする。</p> <p>③海外大学（グループ A）で実施中の研究プロジェクトの運営諮問委員会の委員（報酬無し）を依頼された。事前の書面審査と委員会への出席（現地対面、オンライン）が業務内容である。</p> <p>④海外の学術出版社から学術雑誌の編集委員への就任の依頼があった。報酬は無く、同出版社が発行する学術雑誌の出版経費の割引が受けられる特典がある。</p>
5	海外機関からの 栄誉称号付 与	<p>①海外大学から、留学生の受け入れや国際共同研究などの大学間国際交流への貢献が多であったとして特別栄誉教授の称号を授与したいという申し出があった。報奨などは無く、現地大学での授与式への招待があった。</p> <p>②海外大学から本学を退職後に、リサーチプロフェッサーとして招聘して雇用したいとの申し出があった。本学の研究室はクローズして、海外大学では、新たに研究室を設けて研究指導を行う。</p>
6	海外機関との 共同研究契約	<p>①米国エンティティリストに掲載されている企業の日本法人（エンティティリスト、ユーザーリスト非掲載）の研究所から共同研究の申し入れがあった。共同研究の研究内容、双方の提供技術はリスト規制技術には該当しない。相手方の共同研究者はすべて日本人で、研究も日本国内の研究所で行われる。</p> <p>②海外の情報通信系ベンチャー企業（グループ C）から共同研究についての打診があった。ユーザーリスト、エンティティリストなどには記載は無い。共同研究は外国人研究員を研究室に派遣する形式で行うことが提案された。</p> <p>③国際会議で知り合った海外大学（グループ A）の研究者と共同研究を行うことを約束した。海外大学に、研究室で作製した試料を送付し、先方の研究室で大学院生が測定を行い、実験結果をオンラインで議論する。共同研究成果として国際共著論文を執筆し投稿する。</p> <p>④外部資金プロジェクトで雇用していた PD が、海外大学（グループ C、ユーザーリスト非掲載）にジュニア PI としてのポジションを得た。双方が継続して研究を実施することを希望し、共同研究を行う。</p> <p>⑤出版した論文の研究内容に興味があり共同研究を行いたいというメールが海外大学（グループ C）の研究者から送られてきた。直接の面識は無いが、同じ研究分野の研究論文の著者としては知っている。研究内容についての議論をしたいので、渡航旅費、滞在費等は先方の負担とする研究セミナーに招待された。</p>
7	海外からの寄 附の申し入	<p>①海外企業の日本法人から大学（部局）の特定プロジェクトへの寄附の申し入れがあった。海外親会社はユーザーリストに非掲載であるがエンテ</p>

れ、海外ファン ドへの申 請・受け入れ	<p>イティリストに掲載されている。日本法人はエンティティリストに入っていない。</p> <p>②海外企業との共同研究契約が終了した後に、共同研究で使用した機器(先方の費用で購入、設置)を無償譲渡(寄附)したいとの申し出があった。今後、他の研究にも使用したいため譲渡を受けたい。</p> <p>③海外の共同研究者から、相手国の公的 FA が募集する研究プロジェクトに研究分担者としての参加の打診があった。直接的な研究経費の配分は無く、研究打ち合わせを行うための相手先への渡航・滞在旅費が支給される。</p> <p>④海外研究助成機関が募集する海外研究者向け研究助成(招聘研究者)に応募したい。相手国内大学の研究者との共同研究として相手先の研究室に滞在して行う。</p>
---------------------------	--

なお、上記モデルケースにおける、グループ A、グループ C などの記載は、輸出管理上における国別カテゴリーの名称を表している。

区 分	説 明
グループ A	輸出令別表第 3 の国・地域。「ホワイト国」と呼称されていた時期もあった。
グループ B	輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域(グループ A を除く)。
グループ C	グループ A・B・D のいずれにも該当しない国・地域。
グループ D	輸出令別表第 3 の 2、別表 4 の国・地域。いわゆる「懸念国」。

また、(外国)ユーザーリストとは、安全保障貿易管理におけるキャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を参照用として提供するもの。(米国)エンティティリストとは、米国商務省産業安全保障局(BIS)が管理し、米国制裁違反の活動や国家安全保障・外交政策上の利益を害する活動に従事した団体を掲載したもの。同リストに掲載された者への再輸出等を規制。

4. モデル規程

〇〇大学における研究インテグリティの確保に関する規程（案）

（令和 年 月 日）
規 第 号

（目的）

第1条 この規程は、〇〇大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

（研究者の責務）

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

（研究インテグリティ・マネジメント統括責任者）

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる

（研究インテグリティ・マネジメント委員会）

第6条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

（組織）

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- 二 学長が指名する理事又は副学長（前号に掲げる者を除く。） 若干人
- 三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号に掲げる委員をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(委嘱)

第10条 第8条第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。
(任期)

第11条 第8条第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。
(構成員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。
(専門委員会)

第13条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。
(庶務)

第14条 委員会の庶務は、〇〇部において処理する。
(相談窓口)

第15条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口を担当者を置き、〇〇部の職員をもって充てる。
(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

東北大学で確立した研究インテグリティ確保のモデル(概要)

- ◆ 研究インテグリティ確保のモデルに求められる要件を、政府の対応方針及び関連する既存の政府のガイドライン等から抽出し、学内で検討、モデルケースを使い試行した。
- ◆ 確立したモデルにおいて規程、体制を整備した。確立したモデルのマネジメントシステムとしての要点を「システムのポイント」として整理した。

1. システムのポイントー「ガバナンス」「オペレーション」「情報共有・報告・モニタリング」の観点で整理(報告書p.26「確立したシステム」より)

「ガバナンス」における要点

- 総長のリーダーシップの下で、既存の体制・システムを最大限活用した研究インテグリティの確保の一元的な体制・システムを構築
- 研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下、委員会)、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会(以下、専門委員会)を設置、全学を対象とした対応体制を整備
- 公正な研究活動推進に関する研修の一環として研究者への定期的な教育・研修を実施、研究インテグリティの確保の重要性の理解及び研究者自身の適切な情報開示に対する理解を醸成

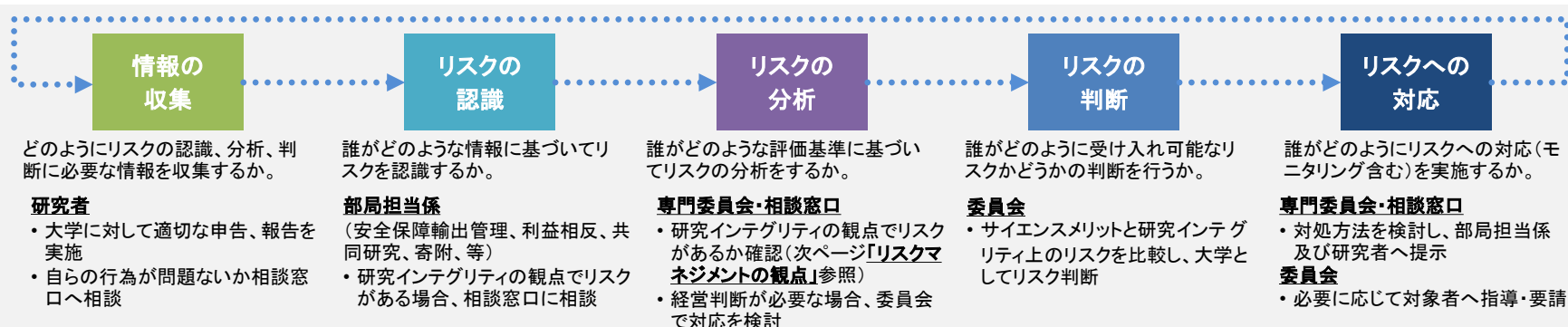
「オペレーション」における要点

- リスク評価、判断で疑義、懸念が提起された場合の対応ー対応方法の構築と関連部署との連携ーを確認
- 役員による大学の経営判断が必要である場合、委員会で対応を検討する一方、研究インテグリティにおける懸念が生じた場合は、総長特別補佐(研究倫理担当)を委員長とした専門委員会で相談対応し、対処方法を検討の上、部局担当係及び研究者へ提示
- リスク報告フローについて、研究者、部局担当係・本部、相談窓口、専門委員会、委員会それぞれの報告フロー内の対応事項を定義
- 人材の確保、育成において、事務担当者(本部、部局)や相談窓口担当者への研修を徹底し、マネジメント業務に必要な幅広い知見を得る機会を設定

「情報共有・報告・モニタリング」における要点

- 情報の収集について、既存体制・既存システムを活用。教職員、学生等で研究活動を行う全ての者を対象とし、①職歴・研究経歴、②兼業等の所属機関・役職、③研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を収集
- 対象者は、既存体制に基づき、大学に対して適切な申告、報告等を実施、不足する情報については確認書の提出時に合わせて収集
- 相談窓口の設置により、研究インテグリティに関して、研究者から日常的な研究活動において、自らの行為が問題ないかを相談できる体制を整備

【マネジメント業務フローのイメージ図】

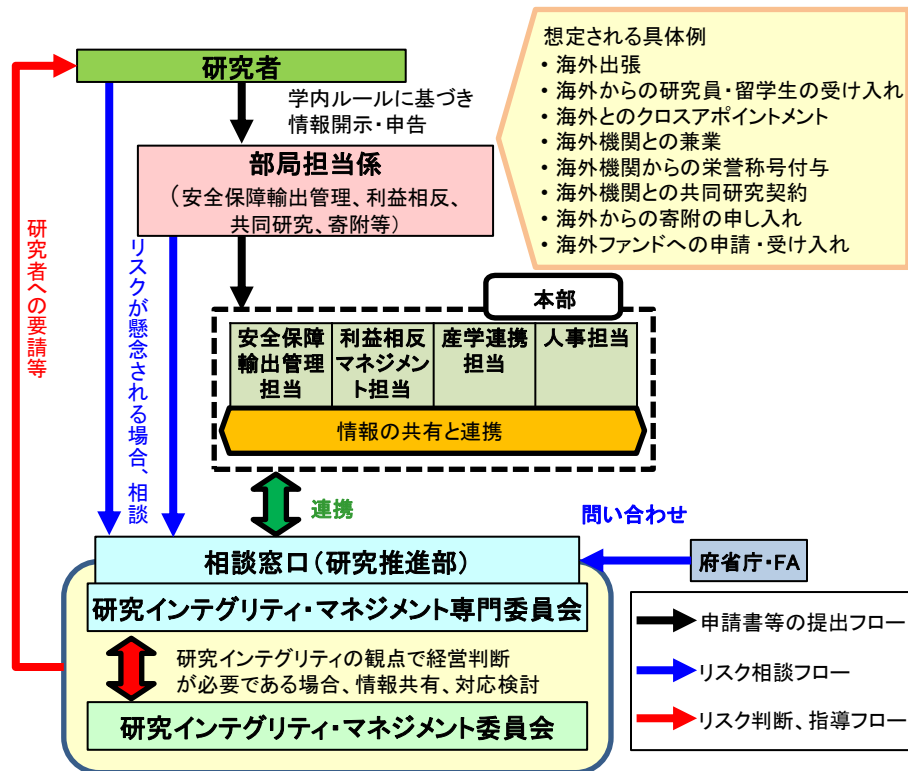


東北大学で確立した研究インテグリティ確保のモデル(概要)

- ◆ 「情報の収集」や「リスクの認識」のための「リスク報告フロー」を整理した。
- ◆ 「リスクの分析」や「リスクの判断」のための「リスクマネジメントの観点」を整理した。

2. リスクの報告フロー

(報告書p.11「モデルケース試行にあたってのマネジメント方針」より)



【リスク報告フロー内での対応事項】

研究者	学内ルールに基づき情報開示・申告・相談
部局担当係 本部	研究インテグリティの観点でリスクが懸念される場合に相談
相談窓口、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会	研究インテグリティの観点でリスクがあるか確認
研究インテグリティ・マネジメント委員会	マネジメントに必要な情報から、大学としてリスク判断

3. リスクマネジメントの観点

(報告書p.21「マネジメント方針による試行運用結果」より)

マネジメントに必要な情報	リスクマネジメントの観点
国名、機関名	✓安全保障輸出管理の懸念先かどうか
用務	<ul style="list-style-type: none"> ✓訪問相手は誰か ✓用務内容は何か ✓頻度はどの程度か ✓報酬額が妥当か ✓責務相反・利益相反が生じていないか
提供する技術	<ul style="list-style-type: none"> ✓研究発表の場合、国際会議やオープンな講演会での発表か ✓研究打ち合わせの場合、リスト規制技術や先端的重要技術等の提供の際には、安全保障輸出管理の手続きが行われているか ✓持参する物品は何か ✓提供する技術は何か ✓派遣元に懸念はあるか
経費	<ul style="list-style-type: none"> ✓経費はどこから支出されるか ✓旅費がどこから支出されるか
履歴書	✓今までどのような研究活動を行ってきたか
代表者	✓代表者に懸念はあるか
メンバー(氏名、職名)	✓メンバーに懸念はあるか
テーマ	✓どのような研究内容であるか
物品の提供等	✓無償の物品提供や役務提供の有無
寄附目的	✓用途の指定によって利益相反が生じないか